



認定 NPO 法人 健康都市活動支援機構
Authorized Non-Profit Organization
Healthy City Support Organization

認定 NPO 法人健康都市活動支援機構
理事長 千葉 光行

法人協力会員新規申込のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当機構の活動にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当機構は WHO（世界保健機関）が提唱する「健康都市」に賛同し、人々の健康と地域力の向上に寄与すべく様々な活動を行っています。WHO が健康増進を「持続可能な開発目標（SDGs）」の中心に位置づけたことから、行政や市民団体、学術団体等とのパートナーシップをさらに強化し、持続可能な健康まちづくりに取り組む所存です。

本年度も上記の主旨のもと、「ヘルシーパートナーズ事業」をはじめとする様々な事業を展開しております。新規事業では、「医療及び福祉施設等の施設整備事業」を開始しました。本事業は施設整備並びにその運営を効率的かつコスト抑制の見地から支援するもので、経験豊かな専門家の方々と推進しております。つきましては法人協力会員としてご支援賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

尚、当機構は 2016 年 10 月に「認定 NPO 法人」としての資格を取得しており、会員の皆様には税法上の優遇措置を受けていただけます。こちらも同封の書類をご参照下さい。

敬具



認定 NPO 法人 健康都市活動支援機構
Authorized Non-Profit Organization
Healthy City Support Organization

新規手続きについて（法人協力会員）

この度は当機構の活動にご賛同の上、賛助を継続いただき、誠に有難うございます。
継続手続きは、下記要領に従って完了いたします。

記

1. 会員申込書を記入の上、下記事務局までEメールまたは郵送にてお送りください。

2. 当機構事務局からご請求書をお送りいたします。

法人協力会費として年会費 100,000 円×口数分を下記口座にお振込み下さい。

【お振込先】

三菱 UFJ 銀行	(銀行コード：0005)
八幡支店	(支店コード：272)
口座番号	普通預金 0064868
口座名義	特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構 理事長 千葉 光行 トケイエイリカツ`ウホウジン ケンコウトシカツ`ウエンキョウ (「ケンコウトシカツ`ウエンキョウ」でのお振込が可能です。)

※振込（控）をもって領収書とさせていただきます。尚、領収書が必要な場合は事務局までご連絡下さい。

※振込手数料は申請者様のご負担とさせていただきます。

3. 書類のご提出、年会費のご入金をもちましてご継続となります。

ご質問、ご不明な点がございましたら事務局までご連絡ください。

【Eメール、郵送およびお問い合わせ先】

認定 NPO 法人健康都市活動支援機構事務局 曾川
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-1-1 国際ビル 827 号室
Tel. 03-3287-0351 Fax. 03-3287-0352
E-mail: sogawa@ngo-hcso.org

以上



会員申込書(法人協力会員)

認定 NPO 法人健康都市活動支援機構御中

※太枠内をご記入ください。E-mail アドレスをお持ちの方は、必ずご記入いただきますようお願いいたします。

会員種別	法人協力会員	
年会費	_____円(口) (注:年会費は1口 100,000 円です。1 口以上のお申し込みでお願いします。)	
フリガナ 名称		
英語		
住所	〒 _____	
フリガナ 代表者 役職・氏名		
	登録責任者	連絡窓口
フリガナ 氏名		
所属・役職		
住所	〒 _____	〒 _____
電話	() _____	() _____
FAX	() _____	() _____
E-mail		
備考 (事務局記入欄)		

※当機構について情報発信を行う際、貴社名または貴団体名を参加企業・団体一覧に掲載する場合がございます。下記のうちどちらかを○で囲んで下さい。

・掲載可(公開)

・掲載不可(非公開)

寄付金について

健康都市活動支援機構は、運営組織や事業活動が適正であり、かつ公益の増進に資すると認められた「認定 NPO 法人」です。当機構は、一層充実した活動を行うため、趣旨に賛同する方々からの寄付を募るとともに協力会員を募集しています。

「認定 NPO 法人」への寄付には、下記のとおり、税法上の優遇措置が認められます。

●個人の場合

寄付額が 2,000 円以上であれば、確定申告を行うことで寄付金控除が受けられます。控除には確定申告が必要です

寄付金控除については、次の 2 つの方法があり、どちらか有利な方法を選択できます。

◎所得控除 (合計寄付金額 - 2,000 円) × 所得税率 = 寄付金控除額 (減税)

※ 控除額は所得税額の 25% を限度とします。

◎税額控除 (合計寄付金額 - 2,000 円) × 40% = 寄付金控除額 (減税)

※ 控除額は所得税額の 25% を限度とします。

●法人の場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で、損金として算入することができます。この分に法人税は課税されません。

◎一般寄付金の損金算入限度額

(資本金 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 1/2

◎認定 NPO 法人への寄付金に対する損金算入限度額

(資本金 × 0.25% + 所得金額 × 5.0%) × 1/2

2020 年度認定 NPO 法人健康都市活動支援機構会員規約

この会員規約（以下「本規約」とする）は、認定 NPO 法人健康都市活動支援機構（以下「当法人」とします）と、当法人の会員（以下「会員」とします）との関係に適用します。

第 1 条 会員の資格

1. 会員とは、当法人の趣旨に賛同し、本規約を承認の上、会員として入会を申し込み、当法人に登録され、承認された、法人、個人、または団体を指します。
2. 会員は、入会手続きを完了した時点で本規約の内容を承諾したものとみなします。
3. 会員は、その資格を第三者に利用させたり、譲渡、貸与、売買等を行うことはできません。

第 2 条 入会

入会を希望する者は、入会申請書及び基本情報登録書に所定事項を記入して当法人に提出し、入会金および年会費を支払います。入会申込書の受領および入会金・年会費の振込を事務局が確認した日を以って会員の入会とします。

第 3 条 会員の会費

1. 会員は当法人の定款第 8 条に基づき、下記の会費を支払うものとします。
 - (1) 特別会員：
入会金：0 円 年会費：0 円
 - (2) 法人正会員：
入会金：0 円 年会費：1 口 20,000 円（1 口以上）
 - (3) 個人正会員：
入会金：0 円 年会費：1 口 5,000 円（1 口以上）
 - (4) 法人協力会員：
入会金：0 円 年会費：1 口 100,000 円（1 口以上）
 - (5) 個人協力会員：
入会金：0 円 年会費：1 口 3,000 円（1 口以上）
2. 当機構の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。年度途中からの入会についても、上記の年会費を納入して頂きます。但し、10 月 1 日から 3 月 31 日の間に新規入会された正会員（法人及び個人）には、年会費の半額を申し受けます。毎年 3 月中に更新のご案内をしますので、次年度も引き続き継続加入を希望される方は、所定の手続きをお願いします。
3. 当法人の定款第 12 条に基づき、一旦納入された入会金および年会費は、いかなる場合にも返還いたしません。

第 4 条 会員のプロフィール変更の届出

1. 会員は、住所、電話番号、メールアドレス等、当法人への届出内容に変更があった場合、速やかに当法人に変更の届出をしてください。
2. 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないも

のとします。

第5条 会員の権利

正会員には総会での議決権があります。議決権は会費の口数に関係なく、正会員(法人)には一法人につき一議決権、正会員(個人)には一個人につき一議決権が認められます。尚、法人協力会員と個人協力会員には議決権がありませんが、参考意見を述べることができます。

第6条 会員の資格の喪失

会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失します。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、または、会員である団体が消滅したとき。
3. 継続して2年以上会費を滞納したとき。
4. 本規約の何れかの条項に違反し、当法人から除名されたとき。

第7条 除名

会員が以下の何れかに該当する場合には、当法人は会員を除名することができるものとします。

1. 定款及び本規約等に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第8条 守秘義務

会員は、当法人の活動に参加する中で知り得た機密情報に関しては、第三者に対して開示・漏洩してはなりません。

第9条 免責事項

当法人は、会員同士および会員と第三者との間で生じたトラブルに関しては、一切責任を負わないものとします。

第10条 会員情報の取扱い

会員が申込書、アンケート等に記載した情報(以下、「会員情報」)を厳重に保管します。当法人は、正当な理由がある場合を除いて第三者に会員情報を開示することはありません。

第11条 規定の追加

本契約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。

附則 本規約は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年5月15日一部改訂

平成28年5月16日一部改訂